

F A X 送付案内

平成30年11月16日

A 4 1枚 (本状含む)

関係各位



鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係

鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599
eikan@pref.kagoshima.lg.jp

岐阜県における豚コレラ（豚2例目）の発生について

平素よりお世話になっております。
岐阜県における豚コレラ2例目の発生について、農林水産省から情報提供がありましたのでお知らせします。

【概要】

- ・ 確認日：2018年11月16日
- ・ 発生場所：岐阜県岐阜市の畜産センター公園
- ・ 飼養状況：肥育豚（4～5ヶ月齢）2頭、子豚（約1ヶ月齢）21頭
- ・ 経緯：
 - (1) 岐阜県は、11月15日、畜産センター公園からの体調不良豚1頭の通報を受け、岐阜県中央家畜保健衛生所による立ち入り検査を実施。
 - (2) 11月16日、岐阜県中央家畜保健衛生所の精密検査の結果、豚コレラの疑似患畜であることを確認。

※豚コレラ（法定伝染病）

豚コレラウイルスにより起こる豚やいのししの熱性伝染病で、強い感染力と高い致死率が特徴。感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大する。日本は、平成19年4月に清浄化を達成。

引き続き、緊張感を持って、侵入防止対策に万全を期していただきますよう、よろしくお願い致します。

なお、本病を疑う症状等が確認された場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所までご連絡ください。

※豚コレラに関する情報（農林水産省HP）

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/>

<発生予防対策の重要ポイント>

(ア) 人・物・車両によるウイルスの持込み防止

- ・ 衛生管理区域、豚舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- ・ 衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底
- ・ 人・物の出入りの記録
- ・ 飼料に肉を含み、又は含む可能性があるときは、あらかじめ摂氏70度・30分間以上又は摂氏80度・3分間以上の加熱処理を徹底

(イ) 野生動物対策

- ・ 飼料保管場所等へのねずみ等の野生動物の排せつ物等の混入防止
- ・ 豚舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・ 死亡家畜の処理までの間、野生動物に荒らされないよう適切に保管